

大竹市監査公表第 4 号

令和元年 5 月 27 日付け大竹市監査公表第 2 号で公表した工事監査の結果について、措置状況の回答があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和元年 6 月 28 日

大竹市監査委員 薬師寺 基夫

大竹市監査委員 和田 芳弘

平成30年度工事監査に係る指摘要望事項の回答

共通事項

所見（指摘要望事項）

監査の結果は、概ね適正であった。今回の工事監査に関して改善を要する指摘事項について、検討のうえ善処し、今後の工事に係る事務処理及び施工に万全を期されたい。

なお、事業の執行により、市民の安心・安全の向上など「住みたい、住んでよかったと感じるまち」づくりにつながっていることを、市ホームページ等で積極的に周知されたい。

回答（建設部監理課）

市の行っている事業の執行、施策が「住みたい、住んでよかったと感じるまち」づくりにつながっていることを示すwebページを全庁的に作成する取り組みが必要と考えますので、どのような周知ができるか検討します。

大竹市中継施設等整備工事

所見（指摘要望事項）

支出負担行為の整理に関する規則では、「契約締結のときに、契約金額について、支出負担行為として整理する」ものと規定しており、ごみ中継施設等整備工事の支出負担行為の決裁は、継続費の総額の範囲内で契約を締結することを決定した際に行われていると言える。

本工事は平成30年度から令和元年度の2か年の継続費を設定して契約を締結しており、平成30年度分は部分払いを行うものとして、支出負担行為伝票は、年度末の出来高を確認して部分払予定額が確定したのちに、当該金額について作成することとしている。

（・・・中略・・・）

支出負担行為伝票の作成が各年度における支出の範囲を予約するための行為であることに着目すると、伝票の作成は予算統制の役割を果たすものであり、また、各予算の支出負担行為の金額は、年度の決算見込みの重要な基礎資料であるので、契約締結時に年割予定額について支出負担行為伝票を作成することが望ましいと考える。

回答（建設部監理課）

継続費として予算措置されている工事については、今後、契約締結時に年割予定額について支出負担行為伝票を作成します。

木野2丁目A地区急傾斜地崩壊対策工事（H30工区）

所見（指摘要望事項）1

全体事業の実施設計に対して、各年度における予算確保の状況に応じて数量計算を行って分割発注しているため、当初予定の施工計画と異なる工事内容となる場合がある。

このため、前年度までの事業との関係で工法の見直しが必要となって、契約変更が行われているが、事業費・工期とも増加を余儀なくされている。

事業課においては、前年度までの実施状況に応じて施工工程を詳細に検討するなど設計書をより綿密に照査しておくことで、請負業者の応札にも影響がなく、結果的には事業費等の大きな変更もなく、より適切に予算執行できたのではないかと考える。

回答1（建設部土木課）

本工事は、全体事業計画から各年度の予算状況により工事発注を行っています。

工法の見直しについては、現場状況など必要に応じて最小限度の範囲で行い、効果が得られるように取り組んでいます。今後も各年度の状況を考慮し、事業を進めていきます。

所見（指摘要望事項）2

工事の設計・施工変更等に係る起案については、変更理由が記載されており、工法変更に至った経緯のほか、「関係者への協議説明に時間を要した」ことを工期変更の理由としている。協議説明が必要となった原因や協議が難航した理由など交渉記録として残しておくことで、今後、契約変更理由の説明を求められた場合などに、適切に説明できる資料として活かせるものとする。

回答2（建設部土木課）

今後は指摘のとおり適切に説明できる資料の整理を行います。

手すき和紙作業所改修工事

所見（指摘要望事項） 1

現場管理及び事務処理に関しては、概ね適正に執行されているが、工事施工伺いに記載の工期が鉛筆書きされ、変更指示の際に予定増金額が記載された資料が添付されていないなど、一部に不適切な取扱いが見受けられたので改善されたい。

回答 1（建設部都市計画課）

事務処理に関しては、適正な事務の執行に努めます。

所見（指摘要望事項） 2

工事打合せ簿においては、承認・指示等の経緯が不明確になっているように見受けられる。

特に、打合せ内容の正確な記録、協議・指示事項等の明確化、収受した日付の記入は必須であり、公文書として正確に記録に残すことによって、受注者とのトラブルを未然に避けることができると考える。

回答 2（建設部都市計画課）

工事打合せ簿については、発議日が収受した日付とし内容が確認されたものを受理し、発注者及び受注者相互に持ち合わせることで整理しています。

所見（指摘要望事項） 3

安全管理に関することとして、現場代理人の不在時や事故等が発生することを想定し、緊急連絡先を現場組織表に記載しておくことが考えられる。

また、休日・夜間に事故等があった際の緊急連絡先の記載がないので、市役所代表電話（守衛室）を経由して連絡することを記載するなどの対策を講じる必要があるのではないかと。

回答 3（建設部都市計画課）

緊急連絡先表には市役所代表電話も記載し対策に努めます。

所見（指摘要望事項） 4

安全衛生協議会議事録において、「KY（危険予知）活動を実施する」旨の記載があるが、活動内容が分かる実施記録が提出されていない。このことは、特記仕様の安全管理に関わることであるので、「労働安全衛生法」など関連法令及び指針に基づき、現場のリスクアセスメントに取り組まれない。

回答4（建設部都市計画課）

安全衛生協議会議事録においては、危険予知活動が分かる実施記録を付けるよう指導していきます。

所見（指摘要望事項）5

紙の原料である楮（こうぞ）の皮から繊維を取り出す工程においては、大釜に楮の皮と苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）を一緒に投入して煮た廃液が強アルカリ性であることから、この廃液が公共下水道に排出できる基準内の水素イオン濃度の廃液となるまで希硫酸を加えて中和処理している。

リトマス紙を用いて濃度測定を行い、測定結果を記録する様式を定めているが、規定の濃度の範囲内となっているかどうか判定誤りを防ぐための有効な様式となっていない。記録様式の見直しを検討されたい。

また、苛性ソーダにより強いアルカリ性となった水溶液に楮を浸けて煮沸する際には、水溶液の飛沫が作業員等に付着する懸念がある。特に、強いアルカリ性の水溶液が目に付着した場合は、重大な事故につながる懸念があるため、防護メガネを装着するなど、作業員はもとより、施設見学者に対しても安全対策を講じられたい。

回答5（教育委員会生涯学習課）

大竹市手すき和紙作業所の指定管理者である「おおたけ手すき和紙保存会」に対して、令和元年6月5日付け「大竹市手すき和紙作業所の管理運営に関する注意事項について」により通知したところ、安全対策等を講じたとの回答がありました。

本課としては、おおたけ手すき和紙保存会からの回答により、水素イオン濃度（PH）測定結果記録様式の見直し及び中和処理における安全管理に対する改善が図られたと認識しています。

所見（指摘要望事項）6

鍵引渡しにおいて、引渡し書の受領日に記載がなく、文書受付印がない。施設の規模を問わず、純正鍵の引渡し・引継ぎは書面により、引き継いだ数量等を確認しておくことでトラブル防止になると考えるので、適切な処理を検討されたい。

回答6（教育委員会生涯学習課）

引渡し書の受領日を記載し、受付印を押印しました。また、引き継いだ数量等は確認し、施設の指定管理者である「おおたけ手すき和紙保存会」に一部を貸出したことを通知することで、鍵の保管・管理を適切に行っています。